東京都公安委員会告示第 2202 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の４第６項により弁明の機会を付与するので、同条第７項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 5 日

東 京 都 公 安 委 員 会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目７番 26 号　有明フロンティアビルＢ棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 12 月 3 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の４第６項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

有限会社　グランドライン	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-106-261015-208542）
株式会社　ＡｃｔＯｎｅ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-260909-428967）
株式会社　ＨＡＱＢＩ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-325-260918-201727）
高橋　恭平	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-261007-203579）
加藤　ケン	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-261010-210413）
GAME GURUNNANSELAGE RAMSAN MOHAMED. RIKAS	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-333-260911-202404）
有限会社　ブルース・ブラッド	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-438-260922-201516）